

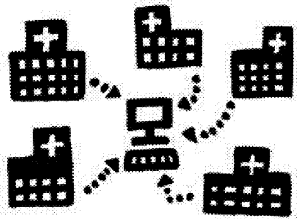
がん社会 を診る

中川 恵一

昨年、国民のうち何人ががんと診断されたかという問いに、日本はこれまで答えられませんでした。何人がどのがんになり、どんな治療を受け、どれくらいの人が生きているのか、といった統計データを集めるための「がん登録制度」が整備されていなかったからです。

欧米諸国はもとより、韓国や台湾でも、がん患者のデータは、ほぼ100%登録されています。しかし、日本では健康増進法に基づく努力義務にとどまっていたため、届け出は一部の患者データに限られていたのです。

2007年にがん対策基本法が施行されました。がん対策のマスタープランであるがん対策推進基本計画は、放射線治療と化学療法の推進、緩和ケアの充実、がん登録の推進の三つを重点課題に掲げました。



イラスト・中村 久美

「がん登録制度」大きな一歩に

ただ、個人情報の取り扱いを巡って意見がまとまらなかったため、国レベルのシステム作りは先送りされ、がん登録だけが取り残されてきました。日本人男性の3人に2人が、女性では2人に1人が、生涯にがんを発症するにも関わらず、「相手を知らない戦い」を続けてきたことになりました。

16年1月1日にすべての病院と一部の診療所のがん患者についての情報提供を義務付ける「がん登録等の推進に関する法律」が施行されました。これによって、今後はがんに関する情報が国に集約されることとなります。

集まった患者データの分析が進めば、患者は病院間の治療成績を比較できます。医療機関側も治療結果の検証が可能になります。さらに、国のがん対策や都道府県の地域医療計画に活用することもできます。

都道府県や市町村ごとに、病院やがん専門医がどの程度必要なのか。本当に有効ながん検診はどのように実施すべきか。がんの種類ごとに手術と放射線治療とどちらが有効なのか。こうしたさまざまな疑問に答えることができるようになるのです。

もちろん、個人情報の管理は徹底されなくてはなりません。税と社会保障の共通番号（マイナンバー）などの活用も大きな課題でしょう。しかし、遅れが目立ってきた日本のがん対策にとって、大きな一歩になるはずです。

(東京大学病院准教授)